

【別紙1】参加者リスト

【別紙1】

低炭素社会実行計画(2030年目標)参加者リスト

日本ガス協会

企業名	事業所名	業種分類	CO2算定排出量※
北海道ガス株式会社	石狩LNG基地	25	23,551(t-CO2)
東部ガス株式会社	秋田支社工場	25	3,491(t-CO2)
仙台市ガス局	港工場	25	5,839(t-CO2)
京葉ガス株式会社	千葉熱量調整所	25	1,015(t-CO2)
東京ガス株式会社	根岸工場	25	46,384(t-CO2)
	袖ヶ浦工場	25	121,927(t-CO2)
	扇島工場	25	35,451(t-CO2)
東邦ガス株式会社	知多LNG共同基地	25	18,963(t-CO2)
	知多緑浜工場	25	29,849(t-CO2)
	四日市工場	25	7,419(t-CO2)
	知多熱調センター	25	5,503(t-CO2)
大阪ガス株式会社	泉北製造所 第一工場	25	5,203(t-CO2)
	泉北製造所 第二工場	25	65,134(t-CO2)
	姫路製造所	25	15,433(t-CO2)
広島ガス株式会社	廿日市工場	25	16,300(t-CO2)
山口合同ガス株式会社	柳井工場	25	8,302(t-CO2)
西部ガス株式会社	福北工場	25	6,238(t-CO2)
その他			
上記掲載事業者を含む全参加事業者は別紙1-1参照	別紙1-1参照	25	

○注意点

※地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法、平成10年法律第117号)の規定により、行政に報告した「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」の算定排出量を事業所毎に記載する。
 ※温対法の温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、非開示とされた事業所においてはCO2算定排出量の記載は不要。
 ※従業者数300名超の15事業者における温対法による報告事業所(ガス製造工場)を掲載。

○注意点

・計画参加企業名及び業種分類について記載。
 ※以下の事業者・事業所については、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法、平成10年法律第117号)の規定により、行政に報告した「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」の算定排出量を記載。
 ①全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者(省エネ法の特定事業者)
 ②原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上となる事業所(省エネ法のエネルギー管理指定工場等)
 ※温対法の温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、非開示とされた事業所においてはCO2算定排出量の記載は不要。
 ※原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年未満の事業所については、事業所名を含め記載不要。

○業界分類

(1)ハルフ	(2)紙	(3)板紙	(4)石油化学製品
(5)アンモニア及びアンモニア誘導品	(6)ソーダ工業品	(7)化学繊維	
(8)石油製品(グリースを除く)	(9)セメント	(10)板硝子	(11)石灰
(12)ガラス製品	(13)鉄鋼	(14)銅	(15)鉛
(16)亜鉛			
(17)アルミニウム	(18)アルミニウム二次地金	(19)土木建設機械	
(20)金属工作機械及び金属加工機械	(21)電子部品	(22)電子管・半導体素子・集積回路	
(23)電子計算機及び関連装置並びに電子応用装置	(24)自動車及び部品(二輪自動車を含む)		
(25)その他			